

陳 情 文 書 表

(都市計画局)

受 理 番 号	9 2 7	受 理 年 月 日	令和 5 年 8 月 21 日
件 名	大規模マンション建設計画に対する指導等（左京区松ヶ崎）		
要 旨	<p>本陳情は、京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例（以下「まちづくり条例」という。）に基づき、令和 4 年 11 月 1 日に開発構想届が提出され、令和 5 年 5 月 25 日に再説明状況報告書が提出されたことで、まちづくり条例に基づく手続が完了した「（仮称）京都市左京区松ヶ崎プロジェクト（大規模マンション建設計画）」（以下「松ヶ崎プロジェクト」という。）に関するものである。</p> <p>松ヶ崎プロジェクトについては、まちづくり条例に基づいた説明会が計 2 回開催されたところである。いずれの説明会にも数十名の地域住民が参加し、主に以下の意見が出され、約 400 戸の大規模マンションが建設されることに対する地域住民の大きな懸念が明らかとなった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大規模な敷地を取り囲むような建築物に対して多大な圧迫感を感じるため、建築物のボリュームを大きく低減するべき。 2 敷地境界近くまで中高層の建築物が建設されることから、周辺の低層住宅の住民に対するプライバシーが大きく侵害されるため、建築物の高さを抑えるべき。 3 防災上の観点から、消防車両の乗入れや消火活動に支障を来すことが懸念される建築物の密度であることから、土地利用計画を見直すべき。 4 400 世帯分の住民車両、自転車、歩行者等の出入りにより、敷地周辺地域の住民の住環境が著しく悪化することが懸念されるため、敷地内への出入口、敷地内動線、施設配置計画等を見直すべき。 <p>以上の地域住民の意見・懸念に対し、開発事業者側からは、根本的な解決に取り組むとする回答が得られず、いずれの説明会においても大きく紛糾する事態となった。</p> <p>また、開発構想届に対しては、80 通を超える意見書が提出された。提出された意見書の大概の趣旨としては、先の説明会における地域住民の意見・懸念と同様であった。</p> <p>しかしながら、開発事業者からの見解書では、やはり説明会における回答と同様、地域住民の懸念に対して根本的な解決に取り組むとする回答が得られていない。そのため、地域住民からは再説明要求がなされ、2 回目の説明会が開催されたものの、先に挙げた地域住民の大きな懸念は払拭されないまま現在に至っているのが現状である。</p> <p>こうした状況に鑑みて、としては、松ヶ崎プロジェクトが松ヶ崎学区における良好なまちづくりを大きく阻害する計画であり、かつ、開発事業者が地域住民との対話に対して誠意ある対応をする意思がないことが明らかとなったことから、まちづくり条例第 14 条及び第 15 条に基づき、開発事業者に対して、市として松ヶ崎プロジェクトに対する指導及び助言、勧告等を実施することを陳情するものである。</p> <p>については、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 まちづくり条例にうたわれている良好なまちづくりについて、松ヶ崎学区における良好なまちづくりとは何か、まちづくり条例第 2 条に記載のまちづくりの方針に基づき市の見解を具体的に提示すること。 2 としては、今日までの松ヶ崎プロジェクトに対する地域住民の大きな懸念やそれに対する開発事業者の対応等から、松ヶ崎プロジェクトが地域の良好なまちづくりを大きく阻害する計画であると考え。地域のこうした考え及び状況を加味して、市として開発事業者に対して、まちづくり条例第 14 条に基づく指導及び助言並びに第 15 条に基づく勧告を実施すること。 		
陳 情 者			
回付委員会	まちづくり委員会		